第2次
豊田市子ども総合計画

子ども・
子育て
支援事業計画

概要版

平成27年3月
豊田市

1 計画の趣旨

(1)計画策定の背景

本市では、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、平成19年に「豊田市子ども条例」を制定しました。また、平成22年に「豊田市子ども総合計画（新・とよた子どもスマイルプラン）」を策定し、妊娠・出産から子どもの自立までの一連の過程を切れ目なく、そして、社会全体で子どもを育て、子育てを支える施策に取り組んできました。子ども・青少年や子育てを取り巻く環境の変化を捉え、さらなる施策の推進を図るため、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境の整備、青少年を支援する体制の整備を目的に、本計画を策定します。

(2)計画の位置づけ

本計画は、豊田市子ども条例に基づく「豊田市子ども総合計画」であるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。

また、本計画は、上位計画である「第7次豊田市総合計画」や、その他関連計画とも整合を図り策定しています。

(3)計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた0歳から概ね20歳代までの子ども及び青少年、並びにその子どもや青少年を養育する家庭を対象とします。ただし、施策の内容により、30歳代までの若者も含みます。

妊娠・出産期 → 乳幼児期 → 児童期 → 思春期 → 青少年期

(4)計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認を行います。

2 計画の基本理念

基本理念

子ども・親・地域が育ち合う
子どもたちの笑顔が輝くまち豊田

子ども、親、地域など、様々な主体が互いに助け支え合いながら「育ち合う」関係を構築する中で、子どもにやさしいまちづくりを推進していくことを目指します。

3 本市の子ども・青少年を取り巻く現状と課題

1 少子化の状況

平成25年のわが国の出生数は、約103万1千人で、3年連続で統計が残る年の最低記録を更新し、少子化が進行しています。本市においても、国と同様に出生数は減少傾向にあります。少子化の進行は、経済を支える世代の減少につながり、ひいては社会保障制度の持続可能性にも影響を及ぼします。

出生数	4,346人（H20）	➡	4,014人（H25）

2 待機児童の状況

本市では、保育需要に対応するため、公私立こども園※の改築・改修や、私立こども園の新設、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行などにより、定員枠を拡大してきましたが、今後も保育需要の増大が見込まれます。

特に0～2歳児の保育需要は増加傾向にあり、就労意欲のある子育て中の母親が多いことがうかがえます。少子化が進む一方で、高まる保育需要への対策は大きな課題となっています。

待機児童数（4月1日）	37人（H25）	➡	0人（H26）

3 仕事と子育ての両立に関する意識

子育て支援において、「ワーク・ライフ・バランス」は不可欠な要素の一つです。しかしながら、社会の状況は、依然として仕事に偏重しており十分改善されているとはいえません。

今後、ますます仕事と子育ての両立は重要な課題となりますが、意向調査※によると、子育て世代の多くは、「仕事」「家事・育児」「プライベート」のバランスが取れていると感じておらず、5年前と比べても、その意識は低下しています。

仕事・家事育児・プライベートのバランスを取る（意向調査※）	父親	〈理想〉59.4%　〈現実〉18.5%
	母親	〈理想〉60.0%　〈現実〉26.5%

※こども園：本市では、公私立保育園・公立幼稚園を「こども園」として施設名称、保育料、職員の配置基準を統一し、一体的に運用しています。認定こども園とは異なります。

※意向調査：H25実施「豊田市子ども・子育て支援に関する市民意向調査」及び「豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査」。以下「意向調査」といいます。

4 家庭における子育てに関する意識

父母をはじめとした保護者が、子育ての第一義的な責任をもつこと、そして、子どもが健全に成長するには、家庭におけるコミュニケーションやかかわりが重要です。

しかし、意向調査※によると多くの保護者や市民が、子どもに対する家庭でのしつけが不十分であると感じています。また、一部の保護者は子育てに対して自信がもてなかったり、子育て仲間がいなかったり、様々な悩みや不安を抱えています。

子育てに自信がない（意向調査※）	39.6%（H21）	➡	44.5%（H25）
子育て仲間がいない（意向調査※）	5.2%（H21）	➡	6.3%（H25）

5 地域における子育て支援に関する意識

子育て支援をより包括的に行うためには、「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、親と子を地域住民や様々な地域資源で支えることが重要であり、見守りなどの住民参画をはじめとした「地域力」の活用が不可欠となっています。

また、子どもが安心して自分らしく過ごすことができ、豊かな経験ができる「居場所」について、子どもの身近な地域に整備していくことが求められています。

地域のお祭りや行事に参加している小学生（意向調査※）	56.8%（H21）	➡	53.9%（H25）

6 自立支援が必要な青少年の状況

近年の産業構造や経済状況の変化により、若年者の雇用情勢は依然厳しい状態にあり、自立に困難を抱える青少年が増えています。ニートやひきこもりの状態に陥った青少年の増加が社会問題となっており、雇用問題だけでなく、社会不適応や精神的な問題を抱えているケースも多くみられます。

また近年、携帯電話やスマートフォンなどの新しいツールにより、コミュニケーションの方法が変化する中、SNS※などによるトラブルも増加しています。

広義のひきこもり（意向調査※）	3.1%

※SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWEBサイト。フェイスブック、ラインなど。

7 子どもの権利に対する意識

本市では豊田市子ども条例において、すべての子どもの「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」を保障しています。また、子どもの権利学習プログラムを実施するなどの啓発活動を推進しています。

しかしながら、依然としていじめや児童虐待は社会問題として存在しており、その解消に向けた継続的な取組が求められています。

児童虐待相談対応件数	221件（H24） → 264件（H25）

8 社会的支援が必要な子育て家庭の状況

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに成長できる環境を整備する必要があります。国の調査によると、相対的貧困率※は増加傾向にあり、ひとり親世帯においては、より高くなっています。また、ひとり親家庭だけでなく、障がい児のいる家庭、外国籍の子どもや保護者の家庭、医療の対応が必要な子どものいる家庭など、多様なニーズに対する子育て支援に取り組む必要があります。

ひとり親世帯の割合（国勢調査〈豊田市〉）	5.7%（H17） → 6.3%（H22）

※相対的貧困率：世帯所得をもとに国民一人ひとりの所得を計算して順番に並べ、真ん中の人の所得の半分に満たない人の割合。

4 施策の展開

取組方針 Ⅰ 安心して生み育てられる支援体制の充実

安心して子どもを生み育てることができるようにするためには、妊娠期・出産期・乳幼児期のそれぞれの発達段階に応じた、健康管理体制の充実が必要です。加えて、子どもの貧困などへの取組として、子育てにかかる経済的負担の軽減も必要となってきます。また、核家族化に伴う世帯規模の縮小や、地域のつながりの希薄化が進んでいるため、子育てに不安感や負担感を抱く保護者に対して、相談や情報提供などの機会の充実に取り組みます。

さらに、ひとり親家庭や障がいのある子どもの成長と自立への支援など、個々に応じた支援体制の確立及びきめ細かな支援を実施します。

(1) 妊娠中と出産後の親子の健康づくり

基本施策1 安心して妊娠・出産できる環境の整備

妊婦健康診査などによる母子の健康の確保とともに、各種教室の実施などによる妊娠・出産に関する正しい知識の普及を行うなど、安心して妊娠・出産ができるよう環境の整備を進めます。

基本施策2 乳幼児の健康づくり

乳幼児の健やかな成長・発達を支援するため、乳幼児健康診査などの各種健康診査の実施や健康教育の実施、養育支援訪問事業などの保護者への養育支援の充実を図ります。

(2) 子育ての不安や負担の軽減

基本施策1 社会的支援を要する子ども・家庭への支援

ひとり親家庭に対する就労支援や日常生活支援、障がい児に対する療育支援、外国籍の子どもに対する支援など、特別な事情を抱えた子どもとその家族に対するきめ細やかな支援を行います。また、児童養護施設、社会福祉協議会、医療機関、愛知県など関係機関と連携を深め、社会的養護を必要とする子どもとその家族を支援します。

基本施策2 相談・情報提供等の充実

子育てに関する相談や情報提供などの充実を図るとともに、気軽な相談相手である子育てサポーターの養成・支援を行うなど、保護者の不安の解消につなげます。

基本施策3 経済的負担の軽減

各種手当の支給や助成などを行うことにより、妊娠・出産や子育てに伴う経済的な負担の軽減を図ります。さらに子どもの貧困対策の軸としても、経済的負担の軽減を図り、健康の確保や、就園、高校・大学への進学などが円滑に行えるよう支援します。また、特に母子・父子家庭に対しては、資金の貸付や自立支援給付金の支給などを実施します。

(3) 安全・安心な子どもの生活環境の整備

基本施策1 子どもの安全対策の推進

子どもが事故や犯罪に巻き込まれることがないよう、地域における事故防止対策や交通安全対策、防犯・防火対策などを推進します。

基本施策2 子どもの遊び場の整備

ちびっこ広場やふれあい広場、そのほかの公園を整備し、地域における子どもの遊び場を確保します。

重点事業

❶ 24時間体制の「育児相談コールセンター」の設置

育児不安を抱える保護者に対して、育児に関する相談に対応できる、24時間体制のコールセンターを設置します。相談内容によって、児童相談所などの関係機関と連携し、継続的に対応します。

❷ ふれあい子育て教室の開催

1歳児とその保護者を対象とし、親子で楽しみながら学ぶ教室（講話・親子遊び・グループワークなど）を実施し、親としてのかかわり方や遊び方などを知り、ふれあいや言葉をかけることの大切さを感じ、家庭で無理なく実践できる子育ての方法を学べる場をつくります。

成果指標

指標	直近値（H23）	目標値（H31）
「安心して子どもを生み、健やかに育てることができるまち」として満足している市民の割合 ※市民意識調査	69.7%	75%

※市民意識調査：H23実施「第19回豊田市市民意識調査」。

取組方針Ⅱ すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり

待機児童解消のため、こども園の充実を図るとともに、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行の促進を図り、0～2歳児の受入枠の拡大を目指します。また、教育・保育施設を補完する機能として、小規模保育、事業所内保育などの地域型保育事業を活用します。

そのほか、早朝・延長保育、病児・病後児保育、一時保育などの充実を図り、多様化するニーズに対応します。

すべての子どもが、親の就労状況の違いにかかわらず、質の高い幼児教育・保育を受けられるよう努めます。

(1) 保育需要への対応

基本施策1 待機児童の解消

ニーズが高まっている0～2歳児の保育について、こども園の改築や私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行、認証保育所制度の実施などにより受け皿を拡大し、待機児童の解消を目指します。

基本施策2 多様な保育ニーズへの対応

保護者のニーズに対応し、一時保育や延長保育、休日保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスを提供します。

(2) 良好な幼児教育・保育環境の確保

基本施策1 幼児教育・保育施設の整備

こども園・私立幼稚園の施設について、必要に応じて改築を進めるなど、計画的に整備を行い、幼児教育・保育環境の向上につなげます。

基本施策2 幼児教育・保育の質の向上

こども園や私立幼稚園における評価体制の充実などにより、幼児教育・保育の質の向上を図ります。また、少子化により園児数が減少し、集団生活の実施が困難になったこども園について、適切な保育環境の確保に向け、地域や学校などと調整し対応していきます。

重点事業

❸ 0～2歳児の受入枠の拡大と幼児教育・保育環境の向上

こども園の整備や私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行などにより、保育ニーズの高い0～2歳児の受入枠を拡大し、働きながら子育てしやすい環境を整備し、待機児童の解消につなげます。

寺部こども園や私立こども園の改築により、受入枠を拡大するとともに、合わせて幼児教育・保育環境の向上を図ります。

計画最終年度である平成31年度に向けて、教育・保育提供区域ごとに目標事業量を設定し、その確保に努めます。

5.子ども・子育て支援事業計画（1）教育・保育の提供(P16)をご覧ください。

成果指標

指標	直近値（H26）	目標値（H31）
待機児童数（4月1日時点）	0人	0人
就園率（0～2歳児）	14.1%	27%※
〃　（3歳児）	76.3%	89%※

※就園率の目標値は、意向調査により算出した就園を希望する人の割合。これに対応した受入枠を確保します。

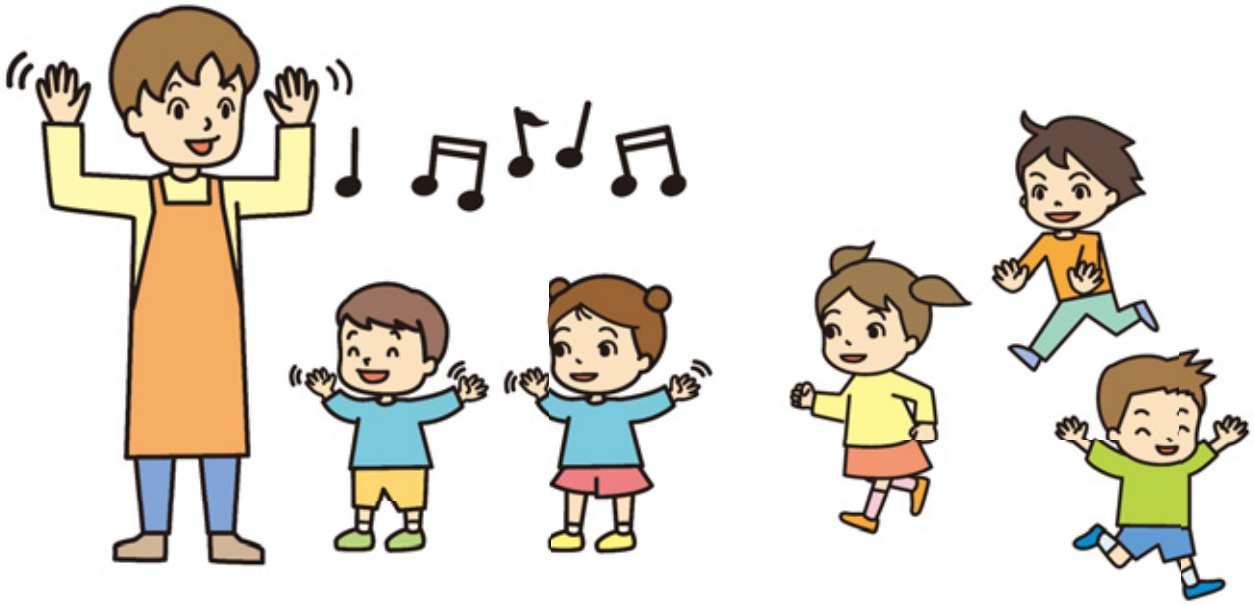

取組方針Ⅲ 子どもの権利の保障と青少年の健全育成

豊田市子ども条例に定めているとおり、子どもの権利が総合的に保障され、そのことについて、子どもを含めたすべての市民が十分に理解し、いじめや児童虐待などの悲惨な事件が起こらない社会の実現を目指します。

子どもの主体性を尊重しながら、子どもが自ら育つ力である「子育ち力」を向上し、周囲の大人や社会がその育ちを支援するよう努めます。

また、ニート・ひきこもりなど、深刻化する青少年問題に対処し、青少年の自立と健やかな成長を促し、その意欲や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。

(1) 子どもの権利保障

基本施策1 子どもの権利の意識啓発

「子どもの権利学習プログラム」の実施や、講演会・教室などの開催により、子どもの権利に関する意識の向上につなげます。また、子どもの権利侵害の早期発見、解消に向けた取組を行います。

基本施策2 児童虐待防止対策の強化

事後的救済のみならず、虐待防止教育や広報・啓発を進めるとともに、居住実態が把握できない児童の所在把握のための体制強化など、児童虐待防止対策を進めます。

基本施策3 いじめ・不登校対策の充実

いじめや不登校などの問題の解決に向けて、問題行動実態調査などにより実情を把握するとともに、専門的な相談支援や適応指導を行うなど、児童生徒の心に寄り添った取組を進めます。

(2) 次代を担う青少年の健全育成

基本施策1 青少年の社会参加の促進と主体性の育成

青少年の社会参加を促進し、ボランティア活動やまちづくり提案など、様々な体験・取組を通じて主体性が育まれるよう支援します。

基本施策2 青少年の活動の場づくり

青少年センターや総合野外センターなどにおいて魅力ある事業を実施し、青少年の多様な活動の場として活用できるよう支援します。

基本施策3 青少年の悩みへの対応と非行防止

補導体制の充実や薬物乱用防止運動の推進により、青少年の非行防止に取り組みます。また、悩みや不安を抱える青少年に対する相談支援を図ります。

基本施策4 ニート・ひきこもりへの対応

ニートやひきこもりの状態である人やその保護者に対し、青少年相談センターや就労支援室、若者サポートステーションなどにおいて、就労や社会参加などが行えるよう、自立に向けた支援を行います。

重点事業

❹ いじめ防止体制の整備

豊田市いじめ防止基本方針に基づき、学校、教育委員会、家庭、関係機関などの幅広い連携を図るとともに、いじめの防止、早期発見、適切な対処など目的に応じた組織を設置し、早期対応に向けた各種の取組を実施します。

❺ ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組

主に小中学生とその親を対象に、ソーシャルメディアの適切な利用を促す市民運動を展開するとともに、研修会や講座を開催し、啓発を図ります。

❻ 放課後児童クラブと居場所づくり事業との一体的運用

すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な活動ができるよう、放課後児童クラブと居場所づくり事業の一体的運営を目指します。

❼ 高校生・大学生の社会参加活動促進事業

青少年センターを学校の枠を越えた高校生・大学生の交流・活動拠点として位置づけ、社会活動への参画を促します。

❽ 若者サポートステーション・若者支援地域協議会の設置と運営

若者サポートステーションを開設し、ひきこもり状態の人とその保護者を対象に、自立に向けた相談、就労・就学などに向けた学習・訓練、当事者や保護者のグループ活動の支援など、社会参加や就労に向けた支援を行います。また、自立支援のネットワークを構築し、自立に対して困難を有する青少年を継続的に支援します。

成果指標

指標	直近値（H25）	目標値（H31）
いじめ解消率（小学校）	97.0%	100%
〃　（中学校）	96.6%	
ひきこもりの割合　※意向調査	3.1%	2%

取組方針Ⅳ 地域ぐるみによる子育て社会の創造

子どもは、家庭はもとより、学校、地域、企業、行政など、それぞれの主体が、それぞれの役割を担いながら、社会全体で育てなければなりません。

中でも、子どもの育ちの基盤となる家庭において、一部では子育て力の低下が懸念されており、家庭内でのコミュニケーション機会の増加と、家庭教育力の向上に努めます。

また、企業においては、労働者の健康と生活に配慮するとともに、親が子育ての時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランスの理解と充実に取り組みます。

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの理解の促進

ワーク・ライフ・バランスに関する理解の促進に向けて、講座の開催、情報提供などを行います。

基本施策2 企業の取組の推進

企業のワーク・ライフ・バランスに関する取組が推進されるよう、講師の派遣や推進員による企業訪問、優良事業所の表彰などを実施します。

(2) 家庭教育力の向上

基本施策1 親育ちの支援

子育てに関する各種講座や親育ち交流カフェの開催などにより、親としての意識や能力を身につけられるよう支援します。

基本施策2 子育ての仲間づくりや情報共有の場の提供

子育てについての情報交換、悩みや不安の解決につながる相談などが親同士で行えるよう、仲間づくりや交流の機会を提供します。

(3) 地域力を生かした子どもの育成

基本施策1 地域力を生かした子育て支援活動の推進

地域における様々な主体が子育てにかかわり、放課後の居場所の確保やファミリー・サポート・センター事業などの子育て支援活動を推進します。

基本施策2 世代間交流による子どもの育成

地域における異世代の人たちとの交流を推進し、地域の人たちとのふれあいにより、多様な価値観を身につけられるようにしていきます。

重点事業

❷ ふれあい子育て教室の開催（再掲）

❾ 親育ち交流カフェの開催

保護者同士が交流したり、子育ての先輩保護者から子育てに関する話を聞くなど、子育てに関する情報交換や相談をする機会として、「親育ち交流カフェ」を開催します。

PTA、青少年健全育成推進協議会、学校、NPOなどがファシリテータ（進行役）となり、気軽に参加できるワークショップのスタイルで、交流館、学校、地域の施設などで開催します。

主に小中学生の子どもをもつ保護者を対象とし、意識の高い保護者だけではなく、多くの保護者が気軽に参加できるよう配慮し、家庭教育手帳「親ノート」を活用するなど、楽しく、わかりやすく学び合えるよう工夫します。

成果指標

指標	直近値（H25）	目標値（H31）
地域や隣近所の子育ての助け合いが充実していると感じる市民の割合 ※意向調査	42.7%	50%

計画の施策体系

基本理念　「子ども・親・地域が育ち合う 子どもたちの笑顔が輝くまち豊田」

施策の取組方針 Ⅰ　安心して生み育てられる支援体制の充実

〈施策分野〉	〈基本施策〉	〈重点事業〉
(1) 妊娠中と出産後の親子の健康づくり	①安心して妊娠・出産できる環境の整備 ②乳幼児の健康づくり	❶24時間体制の「育児相談コールセンター」の設置 ❷ふれあい子育て教室の開催
(2) 子育ての不安や負担の軽減	①社会的支援を要する子ども・家庭への支援 ②相談・情報提供等の充実 ③経済的負担の軽減	
(3) 安全・安心な子どもの生活環境の整備	①子どもの安全対策の推進 ②子どもの遊び場の整備	

施策の取組方針 Ⅱ　すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり

〈施策分野〉	〈基本施策〉	〈重点事業〉
(1) 保育需要への対応	①待機児童の解消 ②多様な保育ニーズへの対応	❸0～2歳児の受入枠の拡大と幼児教育・保育環境の向上
(2) 良好な幼児教育・保育環境の確保	①幼児教育・保育施設の整備 ②幼児教育・保育の質の向上	

施策の取組方針 Ⅲ　子どもの権利の保障と青少年の健全育成

〈施策分野〉	〈基本施策〉	〈重点事業〉
(1) 子どもの権利保障	①子どもの権利の意識啓発 ②児童虐待防止対策の強化 ③いじめ・不登校対策の充実	❹いじめ防止体制の整備 ❺ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組 ❻放課後児童クラブと居場所づくり事業との一体的運用 ❼高校生・大学生の社会参加活動促進事業 ❽若者サポートステーション・若者支援地域協議会の設置と運営
(2) 次代を担う青少年の健全育成	①青少年の社会参加の促進と主体性の育成 ②青少年の活動の場づくり ③青少年の悩みの対応と非行防止 ④ニート・ひきこもりへの対応	

施策の取組方針 Ⅳ　地域ぐるみによる子育て社会の創造

〈施策分野〉	〈基本施策〉	〈重点事業〉
(1) ワーク・ライフ・バランスの推進	①ワーク・ライフ・バランスの理解の促進 ②企業の取組の推進	❷ふれあい子育て教室の開催（再掲） ❾親育ち交流カフェの開催
(2) 家庭教育力の向上	①親育ちの支援 ②子育ての仲間づくりや情報共有の場の提供	
(3) 地域力を生かした子どもの育成	①地域力を生かした子育て支援活動の推進 ②世代間交流による子どもの育成	

5 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援新制度※では、以下の子ども・子育てにかかるサービス・事業を提供することとしています。

● 子育て支援の給付と事業の全体像

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- **小規模保育**
  （定員は6人以上19人以下）
- **家庭的保育**
  （保育者の居宅などにおいて保育を行います。定員は5人以下）
- **居宅訪問型保育**
  （子どもの居宅において保育を行います）
- **事業所内保育**
  （事業所内の施設などにおいて保育を行います）

児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、0歳から中学校修了前の児童を養育している保護者などに手当を支給します。

地域子ども・子育て支援事業

- 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- 延長保育（時間外保育事業）
- 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時保育（一時預かり事業）
- 病児・病後児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 妊婦健診事業
- おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）
- 養育支援訪問事業
- 利用者支援事業

子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

● 認定区分

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		満3歳未満の小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	

※子ども・子育て支援新制度：平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」など子ども・子育て関連3法に基づく制度。平成27年4月より本格施行。

(1)教育・保育の提供

①3～5歳児(1・2号認定子ども)

確保の方針

- 3～5歳児は、少子化の進行に伴い園児数が減少するため、現行の施設で充足します。
- 3歳児については幼児教育のみの利用増加が見込まれ、こども園での受入が必要となりますが、本市ではこれまで3歳児の幼児教育は、私立幼稚園において担ってきた経緯があります。
- 今後、3歳児の幼児教育のニーズを受入れるため、公立こども園の民間移管を検討します。

量の見込みと確保の内容

単位:人、(　)は施設数

		実績値(H26)	目標値(H31)
量の見込み	幼児教育のみ(1号)	6,507	5,421
	要保育児童(2号)	4,867	4,982
	A　合計	11,374	10,403
確保の内容	こども園(幼)	1,331 (15)	1,180 (11)
	こども園(保)	7,961 (64)	7,204 (68)
	私立幼稚園(幼保連携型認定こども園含む)	4,258 (21)	3,804 (21)
	B　合計	13,550 (100)	12,188 (100)
B−A　充足数※1		2,176	1,785

②0～2歳児(3号認定子ども)

確保の方針

- 今後、0～2歳児のニーズ増加が見込まれるため、既存こども園の増改築や私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行により受入枠の拡大を図ります。
- 不足分については、豊田市認証保育所により受入枠を確保するとともに、豊田市認証保育所の地域型保育事業への移行を推進することで、質の向上を図ります。

量の見込みと確保の内容

単位:人、(　)は施設数

		実績値(H26)	目標値(H31)
A　量の見込み		2,107	2,797
確保の内容	こども園(保)	2,012 (54)※2	2,220 (60)※2
	幼保連携型認定こども園	80 (1)	401 (10)
	豊田市認証保育所	375 (34)	285 (31)
	地域型保育事業	−	77 (4)
	B　合計	2,467 (89)	2,983 (105)
B−A　充足数※1		360	186

※1 充足数が正数の場合は、確保の内容が量の見込みに対して充足していることを表します。
※2 こども園施設数には分園を含む。

(2)地域子ども・子育て支援事業

①放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

確保の方針

- 確保の内容の数値は、現在開設している61の放課後児童クラブの定員数(うち1クラブは民設民営)の合計で、概ね量の見込みに対応できます。
- 量の見込みが確保の内容を上回っている一部の地区や、夏休みなど長期休業中は、必要に応じて学校施設などを活動室として確保し対応します。
- 未設置区域においては、開設条件を満たした場合には、必要に応じて開設します。

量の見込みと確保の内容

単位:人、(　)はクラブ数

		実績値(H26)	目標値(H31)
量の見込み	低学年	2,256	2,193
	高学年	386	975
	A　合計	2,642	3,168
B　確保の内容		4,096(61)	4,096(61)
B−A　充足数※1		1,454	928

②その他の事業

事業		実績値(H26)	目標値(H31)
延長保育(時間外保育事業)	実施か所数	34	44
子育て短期支援事業(ショートステイ)	実施か所数	5	5
地域子育て支援拠点事業	実施か所数	16	16
一時保育(一時預かり事業)	実施か所数	83	93
病児・病後児保育事業	実施か所数	3	4
ファミリー・サポート・センター事業(就学児)	年間延べ利用人数	3,655※3	4,000
妊婦健診事業	年間延べ実施回数	52,260※3	42,289
おめでとう訪問(乳児家庭全戸訪問事業)	人数	3,933※3	3,314
養育支援訪問事業	世帯数	1,266※3	1,338
利用者支援事業	実施か所数	16	16

※3 平成25年度実績。

子育てするなら、

子育て世帯の7割が「豊田市は安心して子どもを生み、

子育てを経済的に応援！

家計にやさしい保育料

全国トップレベルの安い保育料で子どもを預かってもらえる!

4歳児の最高月額14,600円
※午前7時30分から午後7時、土曜日に預けた場合（政令市と中核市の平均は28,000円）。

また、私立幼稚園の授業料に対しても、国基準に豊田市が上乗せして助成しています。

もちろん医療費無料

これなら急な病気やケガでも安心して受診できる

中学卒業までの子どもの医療費自己負担分が無料（通院、入院ともに）。

任意の予防接種の費用助成

「おたふくかぜ」「B型肝炎」「ロタウイルス」にも適用!

子どもの健康を守る予防接種。定期予防接種の公費負担はもちろんのこと、任意予防接種の費用にも一部助成が受けられます。ほかにも、1歳6か月～5歳未満を対象に、歯科健診を無料で受けることができます。

充実の教育・保育環境！

はたらくを応援

やっぱり「待機児童」の状況が気になる!

平成26年4月1日時点では待機児童が16年ぶりにゼロに。引き続き、多くの方の保育ニーズに応えることができるように、乳幼児の受入定員を順次拡大中。

少人数学級

じっくり、その子の学びに答えてくれます

小1は1クラス32人、小2・小3なら1クラス35人の児童の少人数学級を実施。中1～中3までは1クラス35人（全国の基準では、小1は35人で、そのほかは40人）。

安心できる保育環境

じっくり、その子の育ちにあった育みを

全こども園の空調設備完備。さらに、園の保育士の人数は国の基準よりも手厚く配置されています。例えば、1・2歳児は保育士1人に対して子どもは5人（国の基準は6人）。また3歳児は子ども15人（国の基準は20人）。

安全な放課後児童クラブ

これは安心!

活動室は100%学校敷地内。子どもが安全に生活できます（全国の学校敷地内実施率は52.8%）。

やっぱり豊田！

健やかに育てることができるまち」として満足しています。（市民意識調査）

安心の相談・支援体制！

おめでとう訪問

子育てを地域でサポート

母子保健推進員が、生後1～3か月の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てのアドバイスをしたり、悩みに応えてくれます。

家庭児童相談室・こども発達センター

様々な悩みに応えてくれる

家庭児童相談室では、養育上の悩みに対応しています。こども発達センター（心身障がい児総合通園センター）は、子どもの成長・発達に心配のある子どもと家族の強い味方です。

身近な子育て支援センター・つどいの広場・子育てひろば

子どもといっしょに気軽にお出かけ

子育てをサポートする「子育て支援センター・つどいの広場」が市内16か所にあります。子育ての悩みを相談できたり、乳幼児が安心して遊ぶことができ、気軽に立ち寄ることができます。また、こども園を未就園児に開放しています（「子育てひろば」週2回程度）。

お出かけスポットがいっぱい！

とよた科学体験館

科学やものづくりなどの体験ができます。プラネタリウムもあります。

中央図書館

国内有数の蔵書数をほこる図書館。各交流館、コミュニティセンターにも図書館があります。

自然観察の森

自然に親しみながら自然のしくみや機能を学びます。

鞍ケ池公園

自然に憩うファミリーパーク。広大な敷地にプレイハウス、動植物園、芝生広場などがあり、一日中家族で楽しめます。

こども体験館

アスレチック遊具などがある「ちびっこひろば」や、「おもちゃひろば」「ものづくりひろば」などで遊べます。

市営プール

室内温水プールが3か所、屋外プールが4か所あります。

豊田スタジアム

名古屋グランパスのホームスタジアム。室内には温水プールも。近くにはアスレチック感覚で遊べる大型遊具もあります。

旭高原元気村

ファミリーバーベキュー場、デイキャンプ場、テニスコートなどを完備。宿泊施設もあります。冬には専用ゲレンデで雪そりができます。

鞍ケ池公園

旭高原元気村

※掲載の内容は平成27年4月時点の情報です。

第２次
豊田市子ども総合計画〈概要版〉
子ども・子育て支援事業計画

発　行：豊田市
〒471-8501
愛知県豊田市西町三丁目60番地
ＴＥＬ：0565-31-1212（代表）
ＵＲＬ：http://www.city.toyota.aichi.jp/
編　集：豊田市子ども部次世代育成課
2015（平成27）年3月発行

豊田市HP
子育て応援ページ